

1-3 テント工作物



内 容

居住、宿泊、執務、物品の保管などの屋内的用途に使用するテント工作物の取り扱いは次のとおりとする。

1. 膜材の取り外しが容易ではないものは、建築物に該当する。
2. 膜材の取り外しが容易なものは、次のとおりとする。
 - ・継続的に使用する場合は建築物に該当する。
 - ・一時的に使用するものである場合は建築物に該当しない。
3. 容易に撤去できる簡易なものは、建築物に該当しない。
例) 三角テント、イベント用テント、サウナテント
4. 上記1～3に該当しないものについては、特定行政庁が個別に判断する。
5. 既存のテント工作物は、改修や更新等により建築物になる場合があるので、特定行政庁に確認すること。

注)

- ・「膜材の取り外しが容易」とは、膜材の取り外しが手作業又は軽工具により短時間で行えるものをいう。
- ・「一時的に使用」とは、利用者が入れ替わるごとに撤去又は膜材の取り外しを行うものを原則とし、そうでない場合は「継続的に使用」とする。
- ・「容易に撤去できる」とは、骨組がアンカー、ビス等により基礎、土台、床等に固定されていないもので、骨組及び膜材が人力により撤去できるものをいう。
- ・三角テントとは、キャンプテント、ワンポールテント等を指す。
- ・イベント用テントとは、運動会等で使用するテント等を指す。

※ 撤去の容易性、膜材取り外しの容易性については、特定行政庁が個別に判断する。

(参考)

- ・主要骨組材にロープ又は支線等を補助材としたものに繊維系の膜材を用いて構成された物品等の保管のための施設（テント倉庫等）は、1に該当する。
- ・宿泊施設として利用者に提供する組立式テント（パオ、ティピー等）・ドーム型テント等は、膜材の取り外しの容易性及び使用の実態に応じて、1又は2に該当する。
- ・三角テント、イベント用テント、サウナテントは、一般的に小規模であり、基礎等に固定せず、設置、撤去ともに容易であることなどから、3に該当する。

該当法令

- ・ 法第2条第1号